

## (1) 教職員の服務事故について (報告)

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分対象者に関する個人情報</li> <li>・ 「2 発生日時」欄</li> <li>・ 「3 発生場所」欄</li> <li>・ 「4 当事者の氏名等」欄</li> </ul>	<p>当事者・関係者の氏名等、服務事故に係る詳細な状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため (東京都情報公開条例第7条第2号)</p> <p>当事者・関係者の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況等が公にされることとなると、区市町村教育委員会及び当事者の所属校（以下「区市町村教育委員会等」という。）への問合せ・苦情等が生じ、その対応のために区市町村教育委員会等の業務に支障を及ぼすおそれがあるとともに、東京都教育委員会と区市町村教育委員会等との信頼関係が損なわれ、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第6号)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「5 発生の状況」欄</li> <li>・ 「6 学校及び区教育委員会の対応措置」欄</li> <li>・ 「7 ○○区教育委員会の見解」欄</li> <li>・ 「8 添付資料」欄及び添付資料</li> </ul>	<p>当事者・関係者の氏名等、服務事故に係る詳細な状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため (東京都情報公開条例第7条第2号)</p> <p>当事者・関係者の氏名等、服務事故に係る詳細な状況等が公にされることとなると、区市町村教育委員会及び当事者の所属校（以下「区市町村教育委員会等」という。）への問合せ・苦情等が生じ、その対応のために区市町村教育委員会等の業務に支障を及ぼすおそれがあるとともに、東京都教育委員会と区市町村教育委員会等との信頼関係が損なわれ、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第6号)</p> <p>当事者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>

	<p>(東京都情報公開条例第7条第6号)</p> <p>開示が前提となると、事故に関して、区市町村教育委員会が自らの率直な意見を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(東京都情報公開条例第7条第6号)</p>
--	---

(2) 東京都〇〇区立〇〇中学校主任教諭〇〇の体罰事故に関する事情聴取書

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 件名</li> <li>・ 「3 被聴取者」欄</li> </ul>	<p>当事者・関係者の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>(東京都情報公開条例第7条第2号)</p> <p>当事者・関係者の氏名等が公にされることになると、所属校等への問合せ・苦情等が生じ、その対応のため、業務に支障を及ぼすおそれがあるとともに、東京都教育委員会との信頼関係が損なわれ、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(東京都情報公開条例第7条第6号)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「6 聴取内容」欄</li> </ul>	<p>当事者・関係者の所属名、氏名等、事故者への指導状況、サービス事故に係る状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>(東京都情報公開条例第7条第2号)</p> <p>当事者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(東京都情報公開条例第7条第6号)</p>

(3) 東京都〇〇区立〇〇中学校主任教諭〇〇の体罰事故に対する〇〇事情聴取書

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 件名</li><li>・ 「3 被聴取者」欄</li><li>・ 「5 告知事項」欄</li></ul>	<p>当事者・関係者の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため (東京都情報公開条例第7条第2号)</p> <p>当事者・関係者の氏名等、サービス事故に係る詳細な状況等が公にされることとなると、区市町村教育委員会及び当事者の所属校（以下「区市町村教育委員会等」という。）への問合せ・苦情等が生じ、その対応のために区市町村教育委員会等の業務に支障を及ぼすおそれがあるとともに、東京都教育委員会と区市町村教育委員会等との信頼関係が損なわれ、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第6号)</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「6 聴取内容」欄</li></ul>	<p>当事者・関係者の所属名、氏名等、事故者への指導状況、サービス事故に係る状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため (東京都情報公開条例第7条第2号)</p> <p>当事者・関係者の所属名、氏名等、サービス事故に係る詳細な状況等が公にされることとなると、区市町村教育委員会及び当事者の所属校（以下「区市町村教育委員会等」という。）への問合せ・苦情等が生じ、その対応のために区市町村教育委員会等の業務に支障を及ぼすおそれがあるとともに、東京都教育委員会と区市町村教育委員会等との信頼関係が損なわれ、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第6号)</p> <p>当事者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第6号)</p>

(4) 東京都〇〇区公立学校主任教諭及び同区公立学〇〇に対する措置依頼並びに同区公立学校〇〇  
 に対する〇〇依頼について

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 件名</li> <li>・ 措置対象者に関する個人情報</li> <li>・ 事故の種類</li> <li>・ 発生場所</li> <li>・ 関係者に関する個人情報</li> <li>・ サービス事故に係る概要、事実の認定、確認した事故の発生の経緯及び事実、区教育委員会及び学校の対応等</li> <li>・ 措置案に関する情報</li> <li>・ 区教育委員会の対応</li> </ul>	<p>当事者・関係者の氏名等、サービス事故に係る詳細な状況、指導状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため        (東京都情報公開条例第7条第2号)</p> <p>当事者・関係者の氏名等、サービス事故に係る詳細な状況等が公にされることとなると、区市町村教育委員会及び当事者の所属校（以下「区市町村教育委員会等」という。）への問合せ・苦情等が生じ、その対応のために区市町村教育委員会等の業務に支障を及ぼすおそれがあるとともに、東京都教育委員会と区市町村教育委員会等との信頼関係が損なわれ、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため        (東京都情報公開条例第7条第6号)</p> <p>当事者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため        (東京都情報公開条例第7条第6号)</p>